

## 岩内町国民健康保険一部負担金の減免等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項及び岩内町国民健康保険規則（平成2年岩内町規則第12号。以下「規則」という。）第17条に基づく一部負担金の減額、免除及び徴収猶予（以下「減免等」という。）の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免等の対象)

第2条 一部負担金の減免等は、その支払義務を負う世帯主が、規則第17条第1項各号のいずれかに該当し、一時的に一部負担金の支払が困難になると認められるときは、一部負担金の減免等を行うことができる。

(減免等の申請)

第3条 規則第17条に規定する一部負担金の減免等を受けようとする世帯主は、同条第3項に規定する国民健康保険一部負担金徴収猶予、減額、免除申請書（以下「申請書」という。）に、申請の理由を証する書類を添えなければならない。

2 前項に規定する申請の理由を証する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 収入状況申告書（様式第1号）、給与証明書（様式第2号）、事業収入申告書（様式第3号）、収入（無収入）申告書（様式第4号）その他世帯主の所得、収入等を証する書類
- (2) 火災証明書、盗難証明書、破産証明書、離職証明書、雇用保険受給資格者証の写し、医師の意見書（様式第5号）、その他申請の理由を証する書類

3 規則第17条第3項に規定する申請書の提出は、事前提出を原則とする。ただし、急患その他緊急かつやむを得ない理由があると認められるときはこの限りでない。

(申請時の助言)

第4条 申請時に、一部負担金の支払が長期にわたり困難であると判断されるものについては、被保険者の生活実態に留意しつつ、必要に応じ、生活保護の受給等を助言する。

(減免等の始期)

第5条 一部負担金の減免等は、当該申請のあった日の属する月（以下「申請月」という。）の初日以後に受けた療養の給付等に係る一部負担金から適用する。

(減額及び免除の期間)

第6条 一部負担金の減額及び免除の期間は、申請月から連続して3月以内とし、その期間を経過してもなお特に必要があると認められる場合は、申請によりさらに3月以内を限度としてこれを適用することができる。

(審査)

第7条 町長は、申請書を受理したときは、その申請内容が事実と相違ないか調査確認し、必要があると認めるときは、法第113条及び第113条の2の規定に基づき、世帯主等に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は当該職員に質問させるものとする。

(支払困難の認定方法)

第8条 第2条の規定による世帯主が一時的に一部負担金の支払が困難となったことについての認定（以下「支払困難の認定」という。）は、生活保護基準額と世帯主及び当該世帯に属する被保険者の直近における実収月額を比較して行うものとする。この場合における生活保護基準額及び実収月額は、次により算出する。

(1) 生活保護基準額は、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に基づき申請のあった日の属する年度において本町に適用される基準のうち、申請月にかかる生活扶助、教育扶助及び住宅扶助の基準額の合計額とする。

(2) 実収月額は、次のアからウまでに規定する収入の合計額とする。

ア 給与収入

給与（年金を含む。）から所得税、住民税、健康保険料、年金保険料及び雇用保険料等を控除した額

イ 事業収入

事業により生ずる収入から当該事業に要した必要経費を控除した額

ウ その他収入

給与収入又は事業収入のいずれにも属さない収入から税及び必要経費を控除した額

(減免等の認定基準)

第9条 一部負担金の減免等の決定に係る支払困難の認定の基準は、次に定めるところによるものとする。

(1) 免除

実収月額が生活保護基準額以下である場合には、一部負担金の全額を免除するものとする。

(2) 減額

実収月額が生活保護基準額を超え、かつ、生活保護基準額の1.2倍以内である場合には、一部負担金の2分の1に相当する額を減額するものとする。

(3) 徴収猶予

前2号に該当しない場合で町長が必要と認めるときは、一部負担金の徴収を猶予するものとする。ただし、当該徴収を猶予した一部負担金の回収が確実に見込める場合に限る。

2 前項各号による認定は、いずれの場合も世帯主及び当該世帯に属する被保険者の預貯金総額が、生活保護基準額の3月以下である場合に限り行うものとする。

(申請の却下)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、申請を却下するものとする。

- (1) 町長が指定する書類を提出若しくは提示せず、又は事情聴取に応じず、支払困難の認定ができないとき。
- (2) 虚偽の申請をしたとき。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。